

適合義務制度 ポイント解説

適合義務制度 ポイント解説

国土交通省 住宅局 住宅生産課
建築環境企画室

1

目次

1. 適合義務制度 概要
2. 適合義務制度 ポイント解説

2

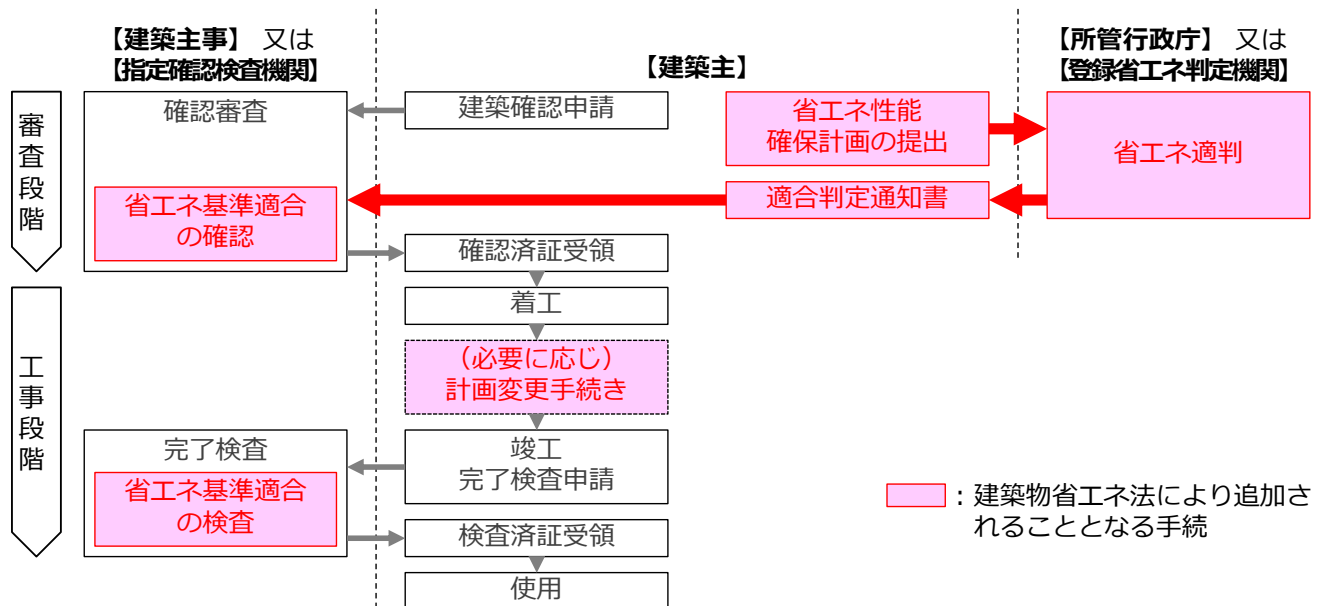
1. 適合義務制度 概要

2. 適合義務制度 ポイント解説

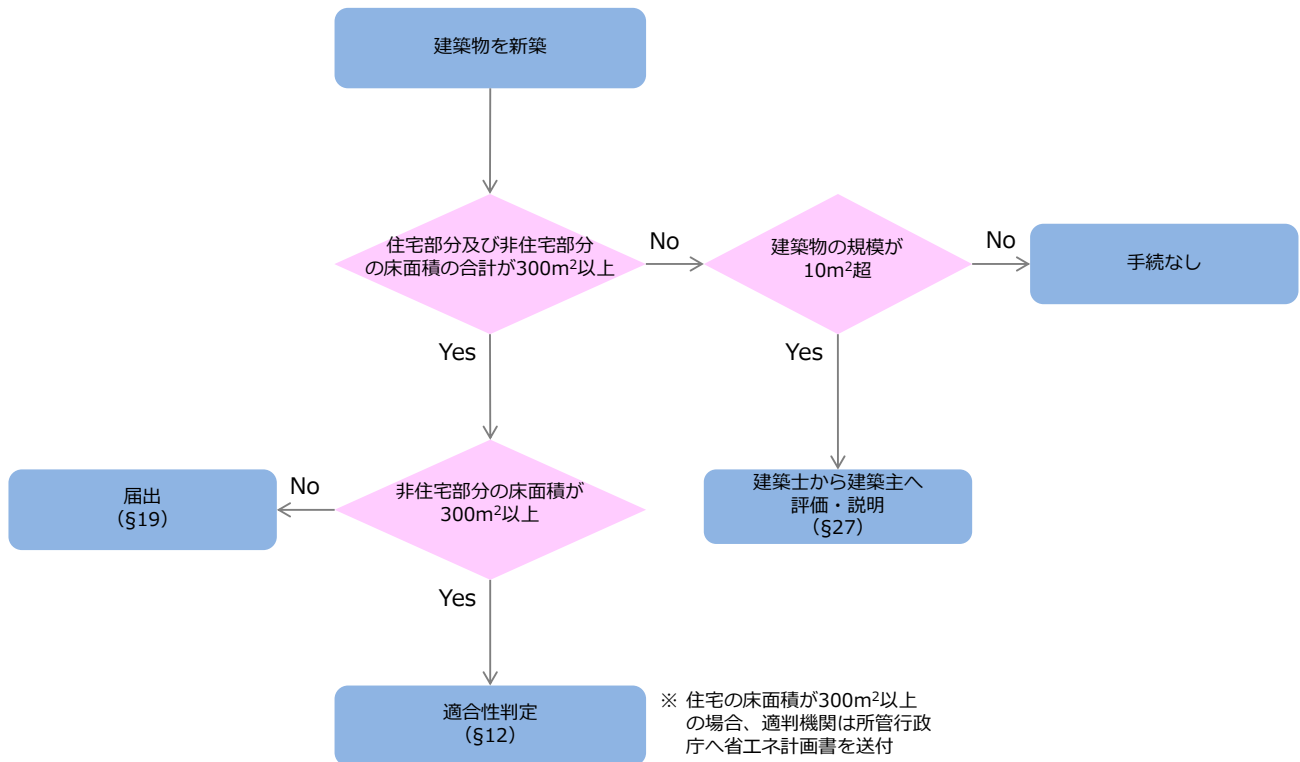
適合義務制度の概要

- 300m²以上※の非住宅建築物の新築等において、省エネ基準への適合を義務化。
※令和3年3月までは2,000m²以上の非住宅が対象
- 建築主は、登録省エネ判定機関等の**省エネ適合性判定（省エネ適判）**を受け、交付される**適合判定通知書**を**建築確認時に提出**することが必要（**同通知書の提出がないと、確認済証が発行されない。**）。
- また、**完了検査時**においても、**省エネ基準への適合性の検査**が行われる（**省エネ建材・設備を含め、設計図書等のとおり**に工事が実施されていないと、**検査済証が発行されない。** ※軽微変更対象工事を除く。）

〈省エネ適判対象物件に係る手続フロー〉



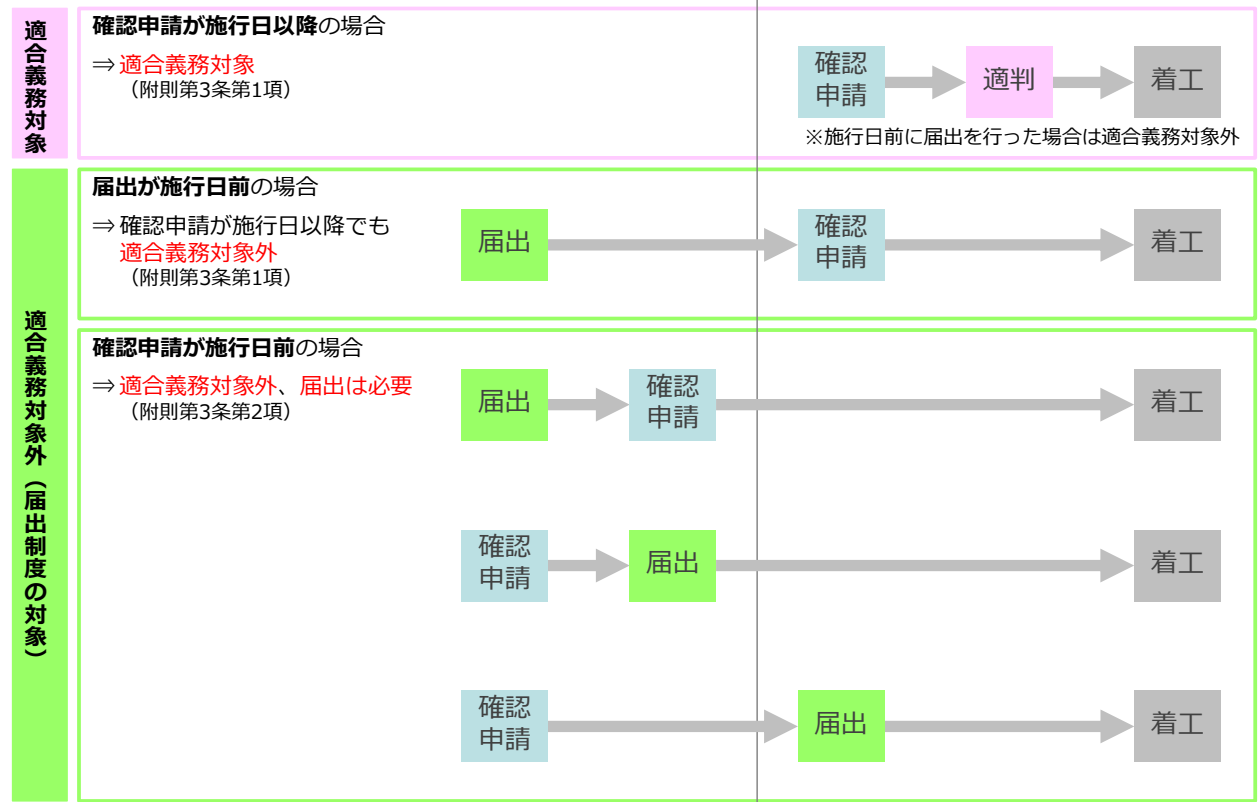
省エネ適合義務・届出義務・説明義務の判定フロー(新築の場合)



中規模建築物の適合義務の適用関係

大規模建築物(2,000㎡以上)
中規模建築物(300㎡以上2,000㎡未満)
小規模建築物(300㎡未満)

施行予定
(令和3年4月)



1. 適合義務制度 概要

2. 適合義務制度 ポイント解説

7

2. 適合義務制度 ポイント解説

ステップ1: 省エネ適合性判定の対象かどうかを確認

ステップ2: 設計内容をもとに省エネ性能値情報を確認

ステップ3: 設計内容をもとに建築物の省エネ性能を評価

ステップ4: 省エネ適合性判定に必要な図書を作成

ステップ5: 省エネ適合性判定を申請

ステップ6: 確認申請を行うとともに、適合判定通知書を提出

ステップ7: 工事監理

ステップ8: 計画変更に関する手続きと書面作成

ステップ9: 完了検査

8

ステップ1:省エネ適合性判定の対象かどうかを確認

ステップ1:省エネ適合性判定の対象かどうかを確認する

(詳しくは、マニュアル(※)を参照)

※マニュアル・・・本資料に記載されているマニュアルとは、建築環境・省エネルギー機構のホームページに掲載されている「建築物省エネ法に基づく規制措置・誘導措置等に係る手続きマニュアル」である

インプット	TO DO	アウトプット	備考・注意点
非住宅部分の床面積	<ul style="list-style-type: none"> □非住宅部分の床面積が300㎡以上であることを確認する □非住宅部分の床面積が300㎡以上2000㎡未満の場合(ちなみに2000㎡以上は、平成29年4月から既に適合義務の対象となっております。)、令和3年4月以降に確認申請を行う物件であることを確認する 	該当する場合は「 ステップ2 」へ	<ul style="list-style-type: none"> ・床面積は、建築確認上の延床面積とは異なり、高い開放性を有する部分は算定対象外となります ・令和3年3月までに確認申請又は届出を行う非住宅部分の床面積が2000㎡未満の物件は、対象外となります

適用除外

次の①～③に該当する建築物は、規制措置を適用しない。

- ① **居室を有しないこと**又は**高い開放性を有すること**により、空調設備を設ける必要がないことが想定される用途に供する建築物
⇒「**畜舎**」や「**自動車車庫**」等
- ② 保存のための措置等により省エネ基準に適合させることが困難な建築物
⇒「**文化財指定された建築物**」等
- ③ 仮設建築物

9

ステップ1:省エネ適合性判定の対象かどうかを確認

建築物の規模

前項の「適用除外」に該当しない場合には、建築物の規模が一定以上であるかどうかについて、次の①・②を踏まえて算定した床面積により判断。

- ① **高い開放性を有する部分**は、規制措置の適用の有無を判断する際の**床面積に算入しない**。



高い開放性を有する部分

- ② **住宅・非住宅の複合建築物**については、**住宅部分を除く非住宅部分の床面積**により判断。



10

ステップ2:設計内容をもとに省エネ性能値情報を確認

ステップ2 : 設計内容をもとに省エネ性能値情報を確認する

インプット	TO DO	アウトプット	備考・注意点
設計図書に明示された省エネ建材・設備の仕様	<input type="checkbox"/> 省エネ性能の評価にあたり必要な仕様・性能値情報を整理する (別紙1 主な入力情報一覧) (別紙2 性能値の確認方法)	建材・設備の省エネ性能値情報	・仕様情報(建具表、外部仕上表等)だけでも計算可能ですが、安全側の評価となります。性能値情報(機器表、仕様書等)があればより精緻な評価が可能です ・性能値の確認を行う場合は、以下のHPで、各製造事業者の第三者認証や自己適合宣言に係る書類が検索・確認できます ○(一社)住宅性能評価・表示協会:温熱・省エネ設備機器等ポータルサイト http://www2.hyoukakyokai.or.jp/hijutaku/info/

主な入力情報一覧(モデル建物法)

: 原則入力必須

別紙1

①基本情報

地域区分	【選択】 1~8
日射地域区分*	【選択】 A1~A5
延べ面積	〇〇㎡
建物モデルの種類	【選択】 事務所、飲食店 等
計算対象部分の床面積	〇〇㎡
空調対象床面積	〇〇㎡
階数	〇階
階高合計、外周長さ、非空調コア部長さ	〇m、〇m、〇m

* 太陽光発電を搭載する場合は除き不要

②外皮仕様 ※建具表、外部仕上表等より転記

開口部毎	窓寸法	〇m×〇m (or 〇〇㎡)	※
	建具の種類	【選択】 金属製(単板ガラス)等	
	ガラスの種類	【選択】 2LsA06 等	※
開口部毎	熱還流率	〇〇W/(㎡・K)	
	日射熱取得率	〇〇	※
断熱材種別毎	部位種別	【選択】 外壁、屋根 等	
	種類(大分類)	【選択】 硬質ウレタンフォーム 等	
	種類(小分類)	【選択】 A種1号	※
	熱伝導率	【選択】 〇〇W/(㎡・K)	※
外皮毎	厚み	〇mm	※
	方位	【選択】 東、西、南、北、屋根、床	
外皮毎	外皮面積	〇〇㎡	
	建具等の個数	〇個	
	ブラインドの有無	【選択】 有、無	※
	日除け効果係数	〇〇	・算出用ツールあり

③空調設備 ※機器表、仕様書等より転記

熱源	熱源機種	【選択】 ターボ冷凍機 等	※
	台数	〇台	
	定格能力(冷房、暖房)	〇〇kW、〇〇kW	
	定格消費電力(冷房、暖房)	〇〇kW、〇〇kW	※
外気処理*	台数	〇台	
	設計給気風量	〇〇㎡/h・台	
	設計排気風量	〇〇㎡/h・台	※
	全熱交換効率(冷房、暖房)	〇〇%、〇〇%	※
	自動切換機能の有無	【選択】 有、無	※
二次ポンプ*	予熱時外気取入停止の有無	【選択】 有、無	
	台数	〇台	
	設計流量	〇〇㎡/h・台	
	変流量制御の有無	【選択】 有、無	
送風機*	台数	〇台	
	設計風量	〇〇㎡/h・台	
	変風量制御の有無	【選択】 有、無	

* 全熱交換機または予熱時の外気取入れ停止機能がある場合を除き不要
 ** 二次ポンプに変流量制御がある場合を除き不要
 *** 空調機および外調機に変風量制御がある場合を除き不要

④換気設備 ※機器表、仕様書等より転記

室用途	【選択】 機械室、便所、厨房、駐車場
床面積*	〇〇㎡
換気方式	【選択】 第三種換気 等 ※
台数	〇台
送風量 電動機出力	〇〇㎡/h・台 〇〇㎡/h・台 ※
高効率電動機の有無	【選択】 有、無 ・不明の場合は無
送風量制御の有無	【選択】 有、無 ・不明の場合は無

* 室用途が厨房または機械室の場合を除き不要

⑤照明設備 ※機器表、仕様書等より転記

室用途	【選択】 事務室 等
床面積	〇〇㎡
消費電力	〇〇W/台 ※
台数	〇台
在室検知制御	【選択】 有、無 ・不明の場合は無
明るさ制御	【選択】 有、無 ・不明の場合は無
タイムスケジュール制御	【選択】 有、無 ・不明の場合は無 ※
初期照度補正機能	【選択】 有、無 ・不明の場合は無

⑥給湯設備 ※機器表、仕様書等より転記

給湯用途	【選択】 洗面・手洗い、浴室、厨房
台数	〇台
定格加熱電力 定格消費電力	〇〇kW/台 〇〇kW/台 ※
配管保温仕様	【選択】 裸管、保温仕様1 等 ・不明の場合は裸管 ※
節湯器具	【選択】 無、自動給湯栓、節湯B1 ・不明の場合は無 ※

⑦昇降機 ※仕様書等より転記

速度制御方式	【選択】 可変電圧可変周波数制御方式、 交流帰還制御方式等 等 ※
--------	--------------------------------------

⑧太陽光発電設備 ※機器表、仕様書等より転記

太陽電池の種類	【選択】 結晶系太陽電池、その他 ※
アレイの設置方式	【選択】 屋根置き型、架台設置型、その他
アレイのシステム容量	〇〇kW
パネルの設置方位角 パネルの設置傾斜角	【選択】 0度、30度、60度、90度 等 【選択】 0度、10度、20度、30度 等 ※

* 太陽光発電を搭載する場合を除き不要

○ **外皮の性能値**については、対象の**仕上げ表**等で必要な情報を入手し、**専用のシート**に転記することで、WEBプログラムに入力される。

① 対象部位の外部仕上げ表から必要な情報を入手

外部仕上げ表の例

項目	仕上げ	備考
外壁	コンクリート打ち放しの上、吹付タイル仕上 吹付硬質ウレタンフォーム A種1号 t=25mm	※PSは断熱なし
屋根	コンクリート打ち放しの上、アスファルト防水 t=10mm 押出法ポリスチレンフォーム保温板1種 t=50mm 押えコンクリート t=90mm	※EV、階段室の塔屋下の断熱はなし

② 技術情報²⁾掲載の専用シート (Excel) に情報を転記 (全シートに入力後WEBプログラム上でアップロード)

様式B-2 断熱仕様入力シート

①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
断熱仕様名称 (入力)	部位種別 (選択)	断熱材種類 (大分類) (選択)	断熱材種類 (小分類) (選択)	熱伝導率 [W/(m・K)] (入力)	厚み [mm] (入力)	熱貫流率 [W/(m ² ・K)] (入力)	備考 (20文字まで)
W1	外壁	吹付け硬質ウレタンフォーム	吹付け硬質ウレタンフォームA種1		25		
R1	屋根	押出法ポリスチレンフォーム断熱材	押出法ポリスチレンフォーム1種		50		

1) 国研) 建築研究所 建築物省エネルギー基準に関する技術情報 (非住宅建築物) <https://www.kenken.go.jp/becc/index.html#5>

- 設備の性能値については、対象の機器表等で必要な情報を入手し、専用のシートに転記することで、WEBプログラムに入力される。

① 対象機器の機器表や仕様書等の入手 (ポータルサイト¹⁾で登録機器等の性能値を確認することも可能)

空気調和設備 機器表記載例 (JIS等の規定値前提)

記号 (名称)	型式	室外機						室内機						設置場所	
		定格能力		定格消費電力		定格ガス消費量		能力 台数	消費電力		風量	消費電力			台数
		冷房 [kW]	暖房 [kW]	冷房 [kW]	暖房 [kW]	冷房 [kW]	暖房 [kW]		冷房 [kW]	暖房 [kW]		冷房 [kW]	暖房 [kW]		
PA1	ビル用マルチ室外機 ○○○-○○○○ (空冷式/パッケージエアコン)	100.0	112.0	38.5	35.8			1							屋上
PA11	室内機 天井埋込型4方向吹出型								4.5	5.0	750	0.06	0.06	12	1F事務室
PA12	室内機 天井埋込型4方向吹出型								14	16	1650	0.12	0.12	3	1Fホール
GH1	ビル用マルチ室外機 ○○○-○○○○ (ガスヒートポンプ)	56.0	63.0	0.77	0.72	46.6	47.9	1							屋上
GH11	室内機 天井埋込型4方向吹出型								4.5	5.0	750	0.06	0.06	12	2F事務室
RA1	ルームエアコン	2.5	2.8	0.70	0.64			2	-	-	822	0.022	0.022	2	屋上(室外機)

② 技術情報²⁾掲載の専用シート (Excel) に情報を転記 (全シートに入力後WEBプログラム上でアップロード)

様式C-1 空調熱源入力シート

熱源機器 (室外機) の情報 (台数、定格値) を入力 ※室内機は入力不要

① 熱源機器名称 (入力)	② 熱源機種 (選択)	③ 台数 (入力)	④ 一台当たりの 定格能力 [kW/台]		⑤ 一台当たりの 定格消費電力 [kW/台]		⑥ 一台当たりの 定格燃料消費量 [kW/台]		⑦ 備考 (20文字まで)
			冷房 (入力)	暖房 (入力)	冷房 (入力)	暖房 (入力)	冷房 (入力)	暖房 (入力)	
			(入力)	(入力)	(入力)	(入力)	(入力)	(入力)	
PA1	パッケージエアコンディショナ(空冷式)	1	100.00	112.00	38.50	35.80	0.00	0.00	
GH1	ガスヒートポンプ冷暖房機	1	56.00	63.00	0.77	0.72	46.60	47.90	
RA1	ルームエアコンディショナ	2	2.50	2.80	0.70	0.64	0.00	0.00	

1) 一社) 住宅性能評価・表示協会 温熱・省エネ設備機器等ポータルサイト <https://www2.hyokakyokai.or.jp/hijutaku/info/category.php>
 2) 国研) 建築研究所 建築物省エネルギー基準に関する技術情報 (非住宅建築物) <https://www.kenken.go.jp/becc/index.html#5>

ステップ3: 設計内容をもとに建築物の省エネ性能を評価

ステップ3 : 設計内容をもとに建築物の省エネ性能を評価する

インプット	TO DO	アウトプット	備考・注意点
建材・設備の省エネ性能値情報	<p>□ 建材・設備の仕様・性能値情報を、(国研) 建築研究所HP に掲載されている「モデル建物法」の計算プログラムに入力し省エネ性能を計算します</p> <p>○ (国研) 建築研究所HP > 特設ページへのリンク > 省エネ基準・低炭素建築物認定基準 > 5.非住宅建築物に関する省エネルギー基準に準拠したプログラム及び技術情報 > モデル建物法入力支援ツール (https://model.app.lowenergy.jp/)</p> <p>※省エネ性能の計算結果が基準を満たしておらず、不適と評価された場合は、本資料の「ステップ2」に戻って省エネ設計を再検討します</p>	省エネ性能の計算結果	<p>・ 省エネ性能の計算方法について不明な点は、以下の窓口で確認ができます</p> <p>○ (一財) 建築環境・省エネルギー機構：省エネサポートセンター ・ 受付時間：平日9:30～12:00、13:00～17:30 ・ メール：support-c@ibec.or.jp ・ TEL：0120-882-177 ・ FAX：03-3222-6610</p> <p>・ また、この窓口のHPには、省エネ計算に関する多数のQAが掲載されています (http://www.ibec.or.jp/ee_standard/faq.html)</p> <p>【注意！】</p> <p>・ 計算結果が基準を満たしていない場合、次のステップに進むことができず、着工ができません</p>

ステップ3:設計内容をもとに建築物の省エネ性能を評価

建築物の省エネ性能を評価するための計算方法については、
第3部（計算）の動画にてご説明いたします。

17

ステップ4:省エネ適合性判定に必要な図書を作成

ステップ4：省エネ適合性判定に必要な図書を作成する
(詳しくは、マニュアルを参照)

インプット	TO DO	アウトプット	備考・注意点
省エネ性能の計算結果	<input type="checkbox"/> 省エネ適合性判定に必要な以下の図書を作成します <input type="checkbox"/> <u>計画書（様式）</u> <input type="checkbox"/> <u>設計内容説明書</u> <input type="checkbox"/> <u>各種図面</u> <input type="checkbox"/> <u>計算書</u> （別紙3 必要図書一覧）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画書（様式） ・ 設計内容説明書 ・ 各種図面 ・ 計算書 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 省エネ性能確保計画の様式は、以下のHPでダウンロードできます ○国土交通省 建築物省エネ法のページ (https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutakukentiku_house_tk4_000103.html) ・ 計算書は、本資料の「ステップ3」の計算プログラムの計算結果の出力様式です。 ・ 様式、設計図書、計算書、機器表等の作成例は、マニュアルで確認できます。設計図書には、省エネ基準に係る建材・設備の仕様等の明示が必要です

18

図書の種類		適合性判定	確認申請	完了検査
適合判定通知書 *省エネ適判機関が発行			○※ (写しても可)	○※ (写しても可)
計画書(様式)		○	○※ (写しても可)	○※ (写しても可)
設計内容説明書		○		○※
各種図面		○		○※
各種計算書		○		○※
機器表等		○		○※
省エネ工事監理報告書				○
納入仕様書・品質証明書・施工記録書等 (省エネ工事監理報告書の補完資料)				○ (現場備え付け)
軽微変更が伴う場合 (Aルート、Bルート)	軽微変更説明書			○
軽微変更が伴う場合 (Cルート)	軽微変更該当証明書 *省エネ判定機関または 所管行政庁が発行			○

※計画変更が伴う場合は、適合性判定(計画変更)時のもの

* 図書等の具体の作成例は、マニュアルを参照

計画書(様式)(1/2)

http://www.ibec.or.jp/ee_standard/pamphlet.html

様式第一(第一条第一項関係)(日本工業規格A列4番)

(第一面)

計画書

平成29年4月1日

所管行政庁又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関 殿

提出者の住所又は
主たる事務所の所在地 東京都千代田区霞が関一丁目1番1号
提出者の氏名又は名称 株式会社国土交通 印
代表者の氏名 代表取締役社長 国土 太郎

設計者氏名 株式会社建築設計 一級建築士事務所
設計 太郎 印

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項(同法第15条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定により、建築物エネルギー消費性能確保計画を提出します。この計画書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

(本欄には記入しないでください。)

受付欄	適合判定通知書番号欄	決裁欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員印	係員印	

- (第二面) 建築主、設計者等に関する事項(略)
- (第三面) 建築物及び敷地に関する事項(略)
- (第四面) 付近見取り図、配置図(略)

確認申請書、建築計画概要書の記載と整合するよう注意が必要

(第五面) 非住宅部分に関する事項

【1. 非住宅部分の用途】	事務所、飲食店	
【2. 非住宅部分の床面積】	(床面積) (開放部分を除いた部分の床面積)	
【イ. 新築】	(10,814.18 m ²)	(10,814.18 m ²)
【ロ. 増築】	全体 (m ²)	(m ²)
	増築部分 (m ²)	(m ²)
【ハ. 改築】	全体 (m ²)	(m ²)
	改築部分 (m ²)	(m ²)
【3. 基準省令附則第3条の適用の有無】	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
	竣工年月日 年 月 日 竣工	
【4. 非住宅部分のエネルギー消費性能】	<input type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第1号イの基準 <input checked="" type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第1号ロの基準 基準一次エネルギー消費量 GJ/年 設計一次エネルギー消費量 GJ/年 B E I (0.93) <input type="checkbox"/> 国土交通大臣が認める方法及びその結果 ()	
【5. 備考】		

- (第六面) 住宅部分に関する事項(略)
- (第七面) 住戸に関する事項(略)

(参考様式)

設計内容説明書 (モデル建物法)

建築物の名称	Aビル新築工事
建築物の所在地	東京都〇〇区
設計者等氏名	設計 太郎

【設計内容】

確認事項	確認項目	設計内容説明欄			確認欄
		項目	設計内容	図書の種類	
建築物等の概要	建築物に関する事項	用途	<input checked="" type="checkbox"/> 非住宅 <input type="checkbox"/> 複合建築物 非住宅部分の用途 (事務所、飲食店)	<input checked="" type="checkbox"/> 出力シート <input checked="" type="checkbox"/> 建築概要・仕様書 <input checked="" type="checkbox"/> 床面積算定表	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
		地域の区分	(6) 地域		
		階数	・地上 (9) 階、地下 (1) 階		
	床面積	・延べ面積 (10,814.18) m ² ・計算対象部分の床面積 (10,814.18) m ²			
	計算条件	適用モデル建物	<input type="checkbox"/> 単一モデル建物 <input checked="" type="checkbox"/> 複数モデル建物 モデル建物の種類 (事務所モデル、飲食店モデル)		
外皮の概要	外壁等の性能	計算手法等	<input checked="" type="checkbox"/> 断熱材の種類及び厚みを入力 <input type="checkbox"/> 断熱材の熱伝導率及び厚みを入力 <input type="checkbox"/> 外壁等の熱貫流率を入力	<input checked="" type="checkbox"/> 出力シート <input checked="" type="checkbox"/> 断熱範囲図 <input checked="" type="checkbox"/> 断熱材面積算定表 <input checked="" type="checkbox"/> 立面図	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否

	窓の性能	計算手法等	<input checked="" type="checkbox"/> 建具の種類及びガラスの種類を入力 <input type="checkbox"/> 建具の種類並びにガラスの熱貫流率及び日射熱取得率を入力 <input type="checkbox"/> 窓の熱貫流率及び日射熱取得率を入力	<input checked="" type="checkbox"/> 出力シート <input checked="" type="checkbox"/> 立面図 <input checked="" type="checkbox"/> 建具表	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
空気調和設備等の概要	各設備の性能	対象の有無	・計算対象空気調和設備の有無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ・計算対象機械換気設備の有無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ・計算対象照明設備の有無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ・計算対象給湯設備の有無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ・計算対象昇降機の有無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 出力シート <input checked="" type="checkbox"/> 機器リスト <input checked="" type="checkbox"/> 配管系統図・ダクト系統図 <input checked="" type="checkbox"/> 自動制御図等	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
		太陽光発電設備	・太陽光発電設備の有無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 有りの場合 <input checked="" type="checkbox"/> 全量自家消費 <input type="checkbox"/> 売電有り 年間日射地域区分 (A3) 区分	<input checked="" type="checkbox"/> 出力シート <input checked="" type="checkbox"/> 太陽光発電設備図	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
結果	適否等	一次エネルギー消費量	・基準省令第1条第1項第1号ロの基準への適合 <input checked="" type="checkbox"/> 適合 (BEI _m : 0.85) <input type="checkbox"/> 不適合	<input checked="" type="checkbox"/> 出力シート	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否

必要図書一覧② 省エネ適合性判定(法第12条第1項)

別紙3

図書の種類		明示すべき事項	
計画書(様式)		-	
設計内容説明書		省エネ基準に適合するものであることの説明	
各種図面	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物	
	配置図	縮尺及び方位、敷地境界線、敷地内における建築物の位置、エネルギー消費性能確保設備の位置 等	
	仕様書(仕上げ表を含む。)	部材の種別及び寸法、エネルギー消費性能確保設備の種別	
	各階平面図	縮尺及び方位、間取り、各室の名称、用途及び寸法並びに天井の高さ、エネルギー消費性能確保設備の位置 等	
	床面積求積図	床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式	
	用途別床面積表	用途別の床面積	
	立面図	縮尺、外壁及び開口部の位置、エネルギー消費性能確保設備の位置	
	断面図又は矩計図	縮尺、建築物の高さ、外壁及び屋根の構造、軒の高さ並びに軒及びひさしの出 等	
各部詳細図	縮尺、外壁、開口部、床その他断熱性を有する部分の材料の種別及び寸法		
各種計算書		建築物の省エネ性能に係る計算等の内容 ※WEBプログラムの入力・出力シートで代替可	
機器表等	機器表	各種設備	各種設備の種別、仕様及び数
	仕様書	昇降機	昇降機の種別、数、積載量、定格速度及び速度制御方法
	系統図	各種設備	各種設備の位置及び連結先
	各階平面図	各種設備	縮尺、各種設備の位置 等
	制御図	各種設備	各種設備の制御方法

* 図書等の具体の作成例は、マニュアルを参照

種別	記載項目	記載する設計図書の例
基本情報	計算対象部分の床面積	各階平面図、床面積求積図、用途別床面積表
	計算対象部分の階数・各階の階高の合計	断面図
	計算対象部分・非空調コア部分の外周長さ	各階平面図
	空調対象床面積	各階平面図、床面積求積図、用途別床面積表
外皮	断熱材の仕様、施工部位	断熱範囲図(各階平面図・立面図)
	方位別の外皮面積	断熱範囲図(各階平面図)
	窓の仕様、施工部位、ブラインド・庇の設置状況	建具表(仕様書)、各階平面図
空調和設備	熱源機器の仕様、台数等	機器表
	全熱交換器の仕様、台数等	機器表
	各種空調制御	制御図
換気設備	換気設備の仕様、台数等	機器表
	換気ファンの送風量制御	制御図
	換気設備の計算対象床面積	各階平面図、床面積求積図、用途別床面積表
照明設備	照明器具の仕様、設置場所	照明器具姿図(機器表)、各階平面図
	各種照明制御	制御図
	照明設備の計算対象床面積	各階平面図、床面積求積図、用途別床面積表
給湯設備	熱源機器の仕様、台数等	機器表
	給湯配管の保温の仕様等	特記仕様書
	節湯器具の仕様等	衛生器具表(機器表)
昇降機設備	昇降機の制御方式	昇降機設備図(仕様書)
太陽光発電設備	太陽光発電の仕様等	太陽光発電設備図(仕様書)

* 図書等の具体の作成例は、マニュアルを参照

ステップ5:省エネ適合性判定を申請

ステップ5:省エネ適合性判定を申請する (詳しくは、マニュアルを参照)

インプット	TO DO	アウトプット	備考・注意点
<ul style="list-style-type: none"> 計画書(様式) 設計内容説明書 各種図面 計算書 	<input type="checkbox"/> 建築主は、所管行政庁又は登録省エネ判定機関(登録建築物エネルギー消費性能判定機関)の省エネ適合性判定(省エネ適判)を受け、交付される適合判定通知書を建築確認時に提出します	適合判定通書	<ul style="list-style-type: none"> お近くの登録省エネ判定機関は、以下から検索できます ○ (一社)住宅性能評価・表示協会 (https://www.hyoukakyokai.or.jp/) 【注意!】 省エネ性能の計算結果が基準を満たしていない場合のほか、図書に不足・不備がある場合は、省エネ基準への適合性が判定できず、着工できません

ステップ6:確認申請を行うとともに、適合判定通知書を提出

ステップ6：確認申請を行うとともに、適合判定通知書を提出する (詳しくは、マニュアルを参照)

インプット	TO DO	アウトプット	備考・注意点
<ul style="list-style-type: none"> 適合判定通知書又はその写し 計画書(副本)又はその写し 	<ul style="list-style-type: none"> □確認申請に当たって、確認申請書第二面に省エネ適合性判定の提出状況を記載します □省エネ適合判定通知書が、計画書(副本)又はその写しが交付された後、建築確認申請を行った指定確認検査機関又は特定行政庁に、以下の図書を提出します <ul style="list-style-type: none"> □<u>適合判定通知書(写し)</u> □<u>計画書(写し)</u> (別紙3 必要図書一覧) 	確認済証	<ul style="list-style-type: none"> 確認申請書の作成例、提出図書は、マニュアルで確認できます。 <p>【注意!】</p> <ul style="list-style-type: none"> 適合判定通知書を提出していない場合や図書に不足・不備がある場合(確認申請書と省エネ性能確保計画が整合しない場合を含む)は、建築確認済証が発行されず、着工できません。

27

必要図書一覧① 全体像

別紙3

図書の種類	適合性判定	確認申請	完了検査
適合判定通知書 *省エネ適判機関が発行		○※ (写しでも可)	○※ (写しでも可)
計画書(様式)	○	○※ (写しでも可)	○※ (写しでも可)
設計内容説明書	○		○※
各種図面	○		○※
各種計算書	○		○※
機器表等	○		○※
省エネ工事監理報告書			○
納入仕様書・品質証明書・施工記録書等 (省エネ工事監理報告書の補完資料)			○ (現場備え付け)
軽微変更が伴う場合 (Aルート、Bルート)	軽微変更説明書		○
軽微変更が伴う場合 (Cルート)	軽微変更該当証明書 *省エネ判定機関または 所管行政庁が発行		○

※計画変更が伴う場合は、適合性判定(計画変更)時のもの

* 図書等の具体の作成例は、マニュアルを参照

28

3

適合義務制度 ポイント解説

69

ステップ7: 工事監理

ステップ7 : 工事監理を行う

(詳しくは、マニュアルを参照)

インプット	TO DO	アウトプット	備考・注意点
<ul style="list-style-type: none"> 目視による立会い確認 伝票や施工記録書等の書類確認 	<ul style="list-style-type: none"> □設計図書どおりに施工されるよう、工事監理を行います (別紙4 省エネ基準に係る工事監理の確認項目と確認方法一覽) □省エネ基準工事監理報告書を作成するとともに、これを補完する納入仕様書等を現場に備え付けておきます <p>【工事監理時の注意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ガラスの種類等を記載している製品表示については、ガラスに添付したまま完了検査を受けること ・完了検査時、納入時に設備の仕様などが確認できるように、納品書などを保管すること ・省エネ計画書に記載のない設備を店舗等の施工者が設置しないように十分に確認をすること 	<ul style="list-style-type: none"> 省エネ基準工事監理報告書 納入仕様書 	<ul style="list-style-type: none"> 工事監理は、納入前、納入時、施工後、試運転後に目視による立会い確認や伝票や施工記録書等の書類確認により行います。具体的な方法は、マニュアルを参照してください。 省エネ基準工事監理報告書の様式は、以下のHPでダウンロードできます。 <p>○ (一財) 建築環境・省エネルギー機構 (http://www.ibec.or.jp/ee_standard/pamphlet.html)</p>

省エネ基準に係る工事監理の確認項目と確認方法① 一覽 (モデル建物法の例)

別紙4

	確認項目	確認方法
外皮	断熱材の仕様、設置状況	<ul style="list-style-type: none"> 施工計画書や施工記録書等に係る書類確認 目視に係る立会い確認
	窓の仕様、設置状況 (ブラインドボックス・庇の設置状況を含む)	<ul style="list-style-type: none"> 製品ラベルや施工記録書等に係る書類確認 目視に係る立会い確認
空調設備	熱源機器の仕様、設置状況	<ul style="list-style-type: none"> 納入仕様書や施工記録書等に係る書類確認 目視に係る立会い確認
	全熱交換器の仕様、設置状況	<ul style="list-style-type: none"> 納入仕様書や施工記録書等に係る書類確認 目視に係る立会い確認
	各種空調制御の設置状況	<ul style="list-style-type: none"> 納入仕様書や自主検査記録書等に係る書類確認
換気設備	換気設備の仕様、設置状況	<ul style="list-style-type: none"> 納入仕様書や施工記録書等に係る書類確認 目視に係る立会い確認
	送風量制御の設置状況	<ul style="list-style-type: none"> 納入仕様書や自主検査記録書等に係る書類確認
照明設備	照明器具の仕様、設置状況	<ul style="list-style-type: none"> 納入仕様書や施工記録書等に係る書類確認 目視に係る立会い確認
	各種制御の設置状況	<ul style="list-style-type: none"> 納入仕様書や自主検査記録書等に係る書類確認
給湯設備	熱源機器の仕様、設置状況	<ul style="list-style-type: none"> 納入仕様書や施工記録書等に係る書類確認 目視に係る現地確認または施工記録書等に係る書類確認
	給湯配管の保温の仕様、設置状況	<ul style="list-style-type: none"> 施工計画書や施工記録書等に係る書類確認 目視に係る立会い確認
	節湯器具の仕様、設置状況	<ul style="list-style-type: none"> 納入仕様書や施工記録書等に係る書類確認 目視に係る立会い確認
昇降機設備	昇降機の仕様、設置状況	<ul style="list-style-type: none"> 納入仕様書や施工記録書等に係る書類確認 目視に係る立会い確認
太陽光発電設備	太陽光発電の仕様、設置状況	<ul style="list-style-type: none"> 納入仕様書や施工記録書等に係る書類確認 目視に係る現地確認

➡ 工事監理報告書に確認結果をまとめ、完了検査申請書に添付する

			・自主検査記録書	
	⑤ 2次ポンプの変流量制御の設置状況	・自動制御図	A・B ・納入仕様書 ・自主検査記録書	○ 適・不適
	⑥ 空調機ファンの変風量制御の設置状況	・自動制御図	A・B ・納入仕様書 ・自主検査記録書	○ 適・不適
3. 換気設備	① 換気設備の仕様、設置状況	・機器リスト	A・B ・納入仕様書	○ 適・不適
	② 送風量制御の設置状況	・自動制御図	A・B ・納入仕様書 ・自主検査記録書	○ 適・不適
4. 照明設備	① 照明器具の消費電力、台数および取付状況	・照明器具姿	A・B	○ 適・不適
	② 各種制御の設置状況 【在室検知制御・タイムスケジュール制御・初期照度補正制御・明るさ検知制御】	・照明制御図	A・B ・納入仕様書 ・自主検査記録書	○ 適・不適
5. 給湯設備	① 熱源機器の仕様、設置状況	・機器リスト・器具リスト	A・B ・納入仕様書	○ 適・不適
	② 給湯配管の保温の仕様、設置状況	・機器リスト・器具リスト	A・B ・施工計画書	○ 適・不適
	③ 節湯器具の仕様、設置状況	・機器リスト・器具リスト	A・B ・納入仕様書	○ 適・不適
6. 昇降機設備	昇降機の仕様、設置状況	・昇降機設備図	A・B ・納入仕様書	○ 適・不適
7. 太陽光発電設備	太陽光発電の仕様、設置状況	・太陽光発電設備図	A・B ・納入仕様書 ・施工計画書	○ 適・不適

【注意】

1. 本様式は、「モデル建物法」により建築物エネルギー消費性能基準への適合性を確認した建築物に係る工事監理を対象としています。
2. 計算対象となる設備等が無い場合は、当該設備等に係る項目の記載は不要です。
3. 「照合を行った設計図書」の欄は、建築物省エネ法施行規則第1条第1項に規定する図書等のうち、工事監理で照合を行った図書を記載してください。
4. 「確認方法」の欄は、A・B・Cのうち、該当するものを○で囲んでください。Cに該当する場合は、確認に用いた具体的な書類を記載してください。
A:目視による立会い確認 B:計測等による立会い確認 C:施工計画書等・試験成績書等による確認

ステップ7:工事監理 Q&A

Q 各種制御の工事監理方法について、どのような確認を行えばよいか？

A 各種制御の工事監理においては、当該制御が設置されていることを確認すればよく、運転状況の確認までは必須とされていません。

(補足)

- 各種制御の工事監理においては、当該制御の設置状況を確認することが必要です。
- この確認は、施工者が作成する**納入仕様書（自動制御計装図又は動作説明図）及び自主検査記録書**を用いて行うこととなります。
- 自主検査記録書では、例えば、全熱交換器の自動換気切替制御（静止型）を自動制御工事で行う場合には、「外気導入のためのバイパス経路切替ダンパの設置状況」がチェックされることとなり、工事監理者はこれに基づき、制御の設置状況を確認することとなります。
- なお、**運転状況に係る自主検査の実施は必須とされておりません。**

【設置状況に係る自主検査記録書の例】

制御種類	確認内容	判定	確認者
全熱交換器自動換気切替制御（静止型）	外気導入のためのバイパス経路切替ダンパの設置状況	○ 良 否	〇〇
全熱交換器自動換気切替制御（回転型）	ローターの回転を停止するための機構の設置状況	○ 良 否	

ステップ7: 工事監理 Q & A

Q 完了検査時には仕上材等により隠ぺいされる断熱材等の工事監理について、当該断熱材等の設置状況の確認のため、現場写真を撮っておくことは必須でしょうか？

A 断熱材等の設置状況については、施工計画書等の納入時の書類で確認すればよく、現場写真を残しておくことは必須ではありません。

(補足)

- 省エネ基準適合義務対象建築物に係る工事監理では、設計図書に明示された省エネ基準に係る建材や設備の仕様・性能のとおり工事が実施されていることを確認することが求められます。
- 確認に際しては、主に、納入仕様書や施工計画書等の書類確認によることを基本としています。
- 断熱材等の設置状況を確認するための現場写真については、上記の書類を代替又は補完するものとして準備することを妨げるものではありませんが、省エネ基準に係る工事監理においては、必須ではありません。

35

3

適合義務制度
ポイント解説

軽微変更説明書(1/3)

http://www.ibec.or.jp/ee_standard/pamphlet.html

(第一面)

建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微な変更説明書

年 月 日

建築主事又は指定確認検査機関 殿

申請者氏名 印

申請に係る建築物の建築物エネルギー消費性能確保計画について、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第3条に該当する軽微な変更がありましたので、変更の内容を報告します。

(1) 建築物等の名称	
(2) 建築物等の所在地	
(3) 省エネ適合判定年月日・番号	
(4) 変更の内容	
<input type="checkbox"/> A 省エネ性能が向上する変更 <input type="checkbox"/> B 一定範囲内の省エネ性能が減少する変更 <input type="checkbox"/> C 再計算によって基準適合が明らかな変更（計画な抜本的な変更を除く）	
(5) 備考	
(注意)	受付欄
1. この説明書は、完了検査申請の際に、申請に係る建築物の建築物エネルギー消費性能確保計画に軽微な変更があった場合に、完了検査申請書の第三面の別紙として添付してください。 2. (4) 変更の内容において、Aにチェックした場合には第二面に、Bにチェックした場合は第三面に必要事項を記入した上で、変更内容を説明するための図書を添付してください。Cにチェックした場合には軽微変更該当証明書及びその申請に要した図書を添付してください。	

36

73

(第二面)

(第三面)

[A 省エネ性能が向上する変更]

・変更内容は、チェックに該当する事項となる

① 建築物高さもしくは外周長の減少
 ② 外壁、屋根もしくは外気に接する床の面積の減少
 ③ 空調負荷の軽減となる外皮性能の変更
 ④ 設備機器の効率向上・損失低下となる変更
 ⑤ 設備機器の制御方法の効率向上・損失低下となる変更
 ⑥ エネルギーの効率的利用を図ることのできる設備の新設、増設
 その他 ()

・上記チェックについて具体的な変更の記載欄

・添付図書等

(注意) 変更内容は、該当するものすべてにチェックをすることとし、チェックをした事項については、具体的な変更内容を記載した上で、変更内容を示す図書を添付してください。

[B 一定範囲内の省エネ性能が減少する変更]

・変更前の BEI = () ≤ ()

・変更となる設備の概要

空気調和設備
 変更内容記入欄 ()

機械換気設備
 変更内容記入欄 ()

照明設備
 変更内容記入欄 ()

給湯設備
 変更内容記入欄 ()

太陽光発電
 変更内容記入欄 ()

・添付図書等

(注意) 変更となる設備は、該当するものすべてにチェックをすることとし、チェックをした設備については、変更内容記入欄に概要を、第三面別紙に必要事項を記入した上で、変更内容を示す図書を添付してください。

(第三面 別紙)

[空気調和設備関係]

次に掲げる (い)、(ろ) のいずれかに該当し、これ以外については「変更なし」か「性能が向上する変更」である変更。

(い) 外壁の平均熱貫流率について 5%を超えない増加 かつ窓の平均熱貫流率について 5%を超えない増加

外壁の平均熱貫流率について 5%を超えない増加の確認

変更内容 断熱材種類 断熱材厚み
 変更する方位 全方位 一部方位のみ (方位)
 変更前・変更後の平均熱貫流率
 変更前 () 変更後 () 増加率 () %

窓の平均熱貫流率について 5%を超えない増加

変更内容 ガラス種類 ブラインドの有無
 変更する方位 全方位 一部方位のみ (方位)
 変更前・変更後の平均熱貫流率
 変更前 () 変更後 () 増加率 () %

(ろ) 熱源機器の平均効率について 10%を超えない低下

平均熱源効率 (冷房平均 COP)

変更内容 機器の仕様変更 台数の増減
 変更前・変更後の平均熱源効率
 変更前 () 変更後 () 減少率 () %

平均熱源効率 (暖房平均 COP)

変更内容 機器の仕様変更 台数の増減
 変更前・変更後の平均熱源効率
 変更前 () 変更後 () 減少率 () %

- 第三面 別紙 機械換気設備関係(略)
- 第三面 別紙 照明設備関係(略)
- 第三面 別紙 給湯設備関係(略)
- 第三面 別紙 太陽光発電関係(略)

ステップ8:計画変更に関する手続きと書面作成

ステップ8：【計画を変更する場合】計画変更に関する手続きと書面作成を行う (詳しくは、マニュアルを参照)

TO DO	備考・注意点
<p>□計画変更の内容に応じて、以下の手続きや書面の作成を行います</p> <p>＜①計画変更手続き＞ (②のいずれにも該当しない場合) □省エネ適合性判定の再申請を行い、適合判定通知書を計画変更の建築確認を申請している指定確認検査機関等に提出します</p> <p>＜②軽微変更手続き＞</p> <p>A. 省エネ性能が向上する変更</p> <p>B. 一定範囲内で省エネ性能が低下する変更 □軽微変更説明書を作成する ※完了検査申請図書に添付</p> <p>C. 再計算により基準適合が明らかな変更 □軽微変更該当証明書を取得する ※完了検査申請図書に添付</p> <p>(別紙5 軽微変更該当ルール一覧)</p>	<p>・①の場合は、登録省エネ判定機関等に、変更後の計画をもとに、再度省エネ適合性判定を申請し、適合判定通知書を計画変更の建築確認を申請している指定確認検査機関等に提出します</p> <p>・②ルートA、②ルートBの場合は、軽微変更説明書を作成し、完了検査の申請時に添付します</p> <p>・軽微変更説明書の参考様式は、以下のHPでダウンロードできます(同説明書の作成にあたっては、行政手続き不要です)</p> <p>○(一財)建築環境・省エネルギー機構 (http://www.ibec.or.jp/ee_standard/pamphlet.html)</p> <p>・②ルートCの場合は、登録省エネ判定機関等に、軽微変更該当証明書の発行を受け、完了検査の申請時に添付します</p> <p>・軽微変更該当証明書の申請様式は、以下のHPでダウンロードできます</p> <p>○(一財)建築環境・省エネルギー機構 (http://www.ibec.or.jp/ee_standard/pamphlet.html)</p>

39

軽微変更該当ルール一覧

別紙5

(ルートA) 省エネ性能を向上させる変更

【完了検査時に軽微変更説明書を提出】

- イ 建築物の高さ又は外周長の減少
- ロ 外壁、屋根又は外気に接する床の面積の減少
- ハ 空気調和設備等の効率の向上又は損失の低下となる変更
- ニ エネルギーの効率的利用を図ることのできる設備の新設等

(ルートB) 基準値に対し10%以上余裕のある省エネ性能を有する

建築物について、一定の範囲内で省エネ性能を低下させる変更

【完了検査時に軽微変更説明書を提出】

- * イ・ロ・ハについては、(イ) (ロ) の一方に該当する場合に限り対象 (イ) (ロ) の両方に該当する場合はルートBの対象外
- * イ～ホのうち複数の設備を変更することも可能

イ 空気調和設備

次の(イ)(ロ)のいずれかに該当し、**これ以外の事項についてエネルギー消費性能が低下しない変更。**

- (イ) 外壁の平均熱還流率、窓の平均熱貫流率が、ともに5%を超えない範囲の増加
- (ロ) 熱源機器の平均効率の10%を超えない低下

ロ 機械換気設備

一次エネルギー消費量の算定対象となる**室用途毎**に、次の(イ)(ロ)のいずれかに該当し、**これ以外の事項についてエネルギー消費性能が低下しない変更。**

- (イ) 送風機の電動機出力の10%を超えない増加
- (ロ) 一次エネルギー消費量の算定対象となる床面積の5%を超えない増加(室用途が駐車場又は厨房である場合に限る。)

ハ 照明設備

一次エネルギー消費量の算定対象となる**室用途毎**に、単位床面積あたりの照明設備の消費電力の10%を超えない増加に該当し、**これ以外の事項についてエネルギー消費性能が低下しない変更。**

ニ 給湯設備

一次エネルギー消費量の算定対象となる**湯の使用用途毎**に、給湯設備の平均効率の10%を超えない低下に該当し、**これ以外の事項についてエネルギー消費性能が低下しない変更。**

ホ 太陽光発電設備

次の(イ)(ロ)のいずれかに該当し、**これ以外の事項についてエネルギー消費性能が低下しない変更。**

- (イ) 太陽電池アレイのシステム容量の2%を超えない減少
- (ロ) パネルの方位角の30度を超えない変更であって、傾斜角の10度を超えない変更

(ルートC) 省エネ計算により、省エネ基準に適合することが明らかな変更

【所管行政庁又は登録省エネ判定機関から軽微変更該当証明書の交付を受け、完了検査時に提出】

40

75

3

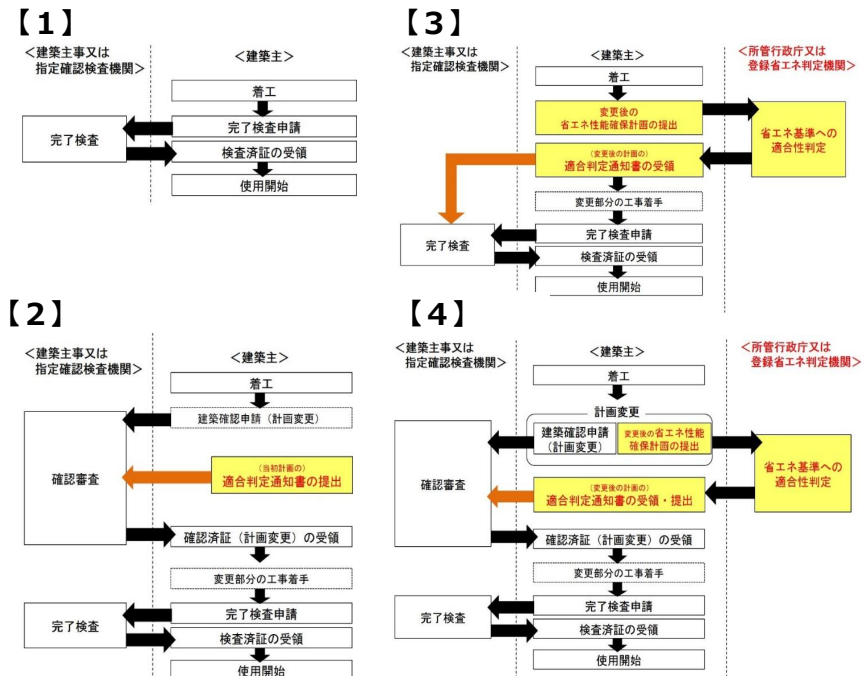
適合義務制度
ポイント解説

ステップ8:計画変更に関する手続きと書面作成 Q & A

Q 建築基準法上の計画変更の手続きを行う場合、省エネ適判も計画変更が必要となるのか？

A 変更内容に応じて、建築基準法の計画変更手続きの有無・省エネ適判の計画変更手続きの有無が異なります。

	省エネ基準に関する事項	他の建築基準関係規定に関する事項
【1】	変更無し 又は 軽微変更	変更無し 又は 軽微変更
【2】	変更無し 又は 軽微変更	計画変更
【3】	計画変更	変更無し 又は 軽微変更
【4】	計画変更	計画変更



41

ステップ8:計画変更に関する手続きと書面作成 Q & A

Q ルートBの軽微な変更をする場合の留意点を教えてください。

A ルートBに該当する軽微な変更は、**一定以上のエネルギー消費性能を有する建築物**（変更前の設計一次エネが基準一次エネに比較し10%以上少ない建築物）について、**一定の範囲内でエネルギー消費性能を低下させる変更**（次頁枠線内のとおり）が該当しますが、これを踏まえ、次の点を注意してください。

(補足)

- 次頁の条件の範囲内であれば、**複数の設備機器を変更することも可能**です。
- **各設備機器**で、イ)かつロ)のように**条件が複数ある場合**、両方に該当するものはルートBの対象にはなりません。
- モデル建物法入力支援ツールの入力シート（入力確認のシート）において、ルートBに関連する項目が着色表示され、変更前と変更後の数値及び変更前後の変化率が表示されるため、完了検査申請時には、これを活用することが可能です。

42

ステップ8:計画変更に関する手続きと書面作成 補足

軽微変更ルートBの留意点：一定の範囲内でエネルギー消費性能を低下させる変更

【空調設備】

次に掲げるイ) 又はロ) のいずれかに該当し、これ以外の事項についてエネルギー消費性能が低下しない変更。

- イ) 外壁の平均熱貫流率について5%を超えない増加、かつ、窓の平均熱貫流率について5%を超えない増加
- ロ) 熱源機器の平均効率について10%を超えない低下

【機械換気設備】

評価の対象となる室の用途毎につき、次に掲げるイ) 又はロ) のいずれかに該当し、これ以外の事項についてエネルギー消費性能が低下しない変更。

- イ) 送風機の電動機出力について10%を超えない増加
- ロ) 計算対象床面積について5%を超えない増加（室用途が「駐車場」「厨房」である場合のみ）

【照明設備】

評価の対象となる室の用途毎につき、次に掲げるイ) に該当し、これ以外の事項についてエネルギー消費性能が低下しない変更。

- イ) 単位床面積あたりの照明器具の消費電力について10%を超えない増加

【給湯設備】

評価の対象となる湯の使用用途毎につき、次に掲げるイ) に該当し、これ以外の事項についてエネルギー消費性能が低下しない変更。

- イ) 給湯機器の平均効率について10%を超えない低下

【太陽光発電設備】

次に掲げるイ) 又はロ) のいずれかに該当し、これ以外の事項についてエネルギー消費性能が低下しない変更。

- イ) 太陽電池アレイのシステム容量について2%を超えない減少
- ロ) パネルの方位角について30度を超えない変更、かつ、傾斜角について10度を超えない変更

43

3

適合義務制度
ポイント解説

ステップ9:完了検査

ステップ9：完了検査を受ける

TO DO	備考・注意点
<p><input type="checkbox"/> 通常の完了検査に必要な図書のほか、以下の図書を用意します。（省エネ適判関連）</p> <p><input type="checkbox"/> <u>省エネ適判通知書</u>※1 ※1 このほか、省エネ適合性判定の申請に添付した、計画書、設計内容説明書、各種図面、計算書</p> <p>(計画変更関連 ※計画変更があった場合) <input type="checkbox"/> <u>省エネ適判通知書（計画変更）</u>※2 ※2 このほか、省エネ適合性判定（計画変更）の申請に添付した、計画書、設計内容説明書、各種図面、計算書 or <u>軽微変更説明書</u> or <u>軽微変更該当証明書</u></p> <p>(工事監理関連) <input type="checkbox"/> <u>省エネ工事監理報告書</u></p> <p><input type="checkbox"/> <u>納入仕様書・品質証明書・施工記録書等の省エネ工事監理報告書を補完する資料</u>※3 ※3 完了検査の申請時に添付する必要はないが、完了検査時に求められたときに提示できるよう、現場に備えておく</p> <p>(別紙3 必要図書一覧)</p>	<p>【注意！】 ・以下のような場合は、完了検査済証が発行されません</p> <ul style="list-style-type: none"> - 図書に不足・不備がある場合 - 省エネ適判を受けた計画・軽微な変更とおりに施工されていない場合（設計図書と建材・設備の仕様が異なる、用意された図書等で確認できない、等）

44

77

図書の種類		適合性判定	確認申請	完了検査
適合判定通知書 *省エネ適判機関が発行			○※ (写しても可)	○※ (写しても可)
計画書(様式)		○	○※ (写しても可)	○※ (写しても可)
設計内容説明書		○		○※
各種図面		○		○※
各種計算書		○		○※
機器表等		○		○※
省エネ工事管理報告書				○
納入仕様書・品質証明書・施工記録書等 (省エネ工事管理報告書の補完資料)				○ (現場備え付け)
軽微変更が伴う場合 (Aルート、Bルート)	軽微変更説明書			○
軽微変更が伴う場合 (Cルート)	軽微変更該当証明書 *省エネ判定機関または 所管行政庁が発行			○

※計画変更が伴う場合は、適合性判定(計画変更)時のもの

* 図書等の具体の作成例は、マニュアルを参照

【まとめ】 適合性判定、工事監理・完了検査における確認について

- 省エネ基準への適合義務対象となる建築物については、
 - ①省エネ適合性判定に必要となる設計図書への、省エネ基準に係る建材・設備の仕様等の明示が必要。
 - ②工事監理・完了検査において、設計図書に明示された建材・設備の仕様等のとおり工事が実施されていることの確認・検査が必要。
- 設計図書に明示する内容、工事監理・完了検査における確認・検査内容は、下表のとおり。

計算プログラム※1に 入力する内容	設計図書に明示する内容	工事監理における 確認内容	完了検査における 検査内容
①計算プログラムで選択する仕様	○計算プログラムで選択する仕様 〔記載例:ガラスウール断熱材 50mm〕	○納入仕様書等により、設計図書に明示された仕様の建材・設備が設置されていることを確認	○工事監理報告書の確認等
②所定の試験方法※2に基づき測定された数値、又は所定の製品規格※2に基づく数値	○次の①又は② ①性能値+試験方法※2 ②製品規格※2 〔記載例:0.050(W/m・k) JIS A 1412に基づき測定〕	○納入仕様書等により、設計図書に明示された性能又は規格の建材・設備が設置されていることを確認 ○性能証明書類(第三者認証・自己適合宣言書※4)の確認	○工事監理報告書の確認等 ○必要に応じ、性能証明書類を確認
③任意評価に基づく数値(所定の試験方法※2では測定できない場合)	○性能値 ○第三者機関の任意評価に係る評価内容※3 〔記載例:0.040(W/m・k) ○○機関の任意評価に基づく(評価書は別添)〕	○納入仕様書等により、設計図書に明示された性能の建材・設備が設置されていることを確認 ○性能証明書類(評価書)の確認	○工事監理報告書の確認等 ○必要に応じ、性能証明書類を確認

※1 モデル建物法を利用する場合は、「モデル建物法入力支援ツール」。標準入力法を利用する場合は、「エネルギー消費性能計算プログラム」
 ※2 建材・設備ごとの所定の試験方法又は製品規格については、「建築物エネルギー消費性能基準への適合義務対象建築物に係る工事監理マニュアル」を参照
 ※3 登録省エネ評価機関において行われる任意評価に係る評価書。建設地に固有の条件(風量・河川の水温等)に基づき性能試験等を行う必要があるものは、大臣認定の対象
 ※4 JIS Q 17050-1に基づく所定の試験方法への自己適合宣言書や、JIS Q 1000に基づく所定の製品規格への自己適合宣言書等が該当



国土交通省

47

3

適合義務制度
ポイント解説

